

○研究戦略室規程

〔平成16年5月27日〕
法人規程第14号

改正 平成20年法人規程第26号
平成21年法人規程第28号
平成22年法人規程第5号
平成23年法人規程第37号
平成23年法人規程第70号
平成28年法人規程第29号

研究戦略室規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第35条第1項に規定する特別な組織として設置する研究戦略室に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 研究戦略室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 筑波大学の研究の推進方策についての調査分析及び研究戦略の立案に関すること。
- (2) 筑波大学の外部資金獲得支援に関すること。
- (3) 筑波大学における学内支援制度の企画・立案等に関すること。
- (4) その他研究戦略及び研究の推進に関すること。

(組織)

第3条 研究戦略室は、研究を担当する副学長が職員のうちから指名する室員で組織する。

(室長)

第4条 研究戦略室に室長を置き、大学教員である室員のうちから学長が指名する。

2 室長は、研究戦略室の業務を総括する。

(室員の任期)

第5条 室員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、室員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

2 前項の室員は、再任されることができる。

(事務)

第6条 研究戦略室の事務は、URA 研究戦略推進室において処理する。

附 則

この法人規程は、平成16年5月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平20.3.31法人規程26号）

この法人規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平21.4.1法人規程28号）

この法人規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平22.3.23法人規程5号）

この法人規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平23.9.29法人規程37号）

この法人規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平23.11.24法人規程70号）

この法人規程は、平成23年11月24日から施行する。ただし、改正後の研究戦略室規程第3条及び第5条の規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平28.3.24法人規程29号）

この法人規程は、平成28年4月1日から施行する。